

事務連絡

令和2年4月6日

関係者各位

こども部保育幼稚園課

課長 目取真 洋子

新型コロナウイルス感染症に伴う復職時期等の変更について(保育所入所関連)

平素より本市の保育行政に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、うるま市内の保育所等につきましては、国の方針に合わせ、就労等により保育所（園）の利用が必要な方に開所しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入所に関する所定の条件が一時的に満たせなくなることも想定されますので、下記のとおり取り扱いと致します。

記

1. 育児休業中の方の復職時期の延長を認めます。

本市では、育児休業からの職場復帰について、「4月14日までに復帰すること」を条件に4月からの入所を許可しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「5月7日までに職場復帰すること」に変更いたします。なお、職場からの証明書等の提出は不要です。

※復職時期を延長した場合でも、通常どおり4月から保育園をご利用いただけます。

なお、お休みされた場合でも保育料等は発生しますのでご注意ください。

2. 入園申込時の勤務時間が満たせない場合も考慮します。

保育所（園）入所後は、申込時にご提出いただいた勤務証明書の勤務時間を満たす必要がありますが、勤務先等の休業や勤務先等が認める感染拡大防止対策として、申込時の勤務時間を下回る場合、次のとおりの取り扱いと致します。

※4月以降の給与明細等を6月中に提出すること。一月も満たせない場合には、再提出を求めます。

3. 採用予定時期の変更及び内定取り消しや解雇となった場合も考慮します。

保育所（園）入所後は、勤務証明書に記載された採用予定の日より仕事を開始する必要がありますが、勤務先等の休業や勤務先等が認める感染拡大防止対策として、採用時期が延期となった場合及び内定取り消しや解雇となった場合には、次のとおりの取り扱いと致します。

※採用予定時期の変更…5月7日までに勤務すること。それ以降はご相談ください。

※内定取り消しや解雇となった場合…求職状況報告書の提出をもって、3か月間の入所延長を認める。

4. 自主的な保育所（園）の休園が可能です。

本市では、一か月以上登園されない場合には、退所としておりましたが、感染拡大防止対策として、5月6日まで自主的に登園されない場合にも退所には致しません。

※期間については今後延長される場合があります。随時ホームページの確認をお願いします。

※なお、自主的にお休みされた場合にも、保育料等は発生しますのでご注意ください。

(注) 今後、国や県、市の動向により変更となる場合があります。変更となった場合は改めてホームページでお知らせします。

<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/18507>

